ふじみ野市立亀久保小学校　いじめ防止基本方針

目次

〇ふじみ野市立亀久保小学校　いじめ防止グランドデザイン・・・・・・・３

〇いじめとは

Ⅰいじめの定義・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４

Ⅱいじめに関する基本的認識・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５

Ⅲいじめの四層構造・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７

１いじめ問題対応の５つのポイント・・・・・・・・・・・・・・・・８

２４つの段階に応じた具体的な取り組み・・・・・・・・・・・・・１０

３いじめ対策の組織及び相談体制・・・・・・・・・・・・・・・・１２

４その他いじめ防止等のための対策に関する重要事項・・・・・・・・１３

ふじみ野市立亀久保小学校　いじめ防止グランドデザイン

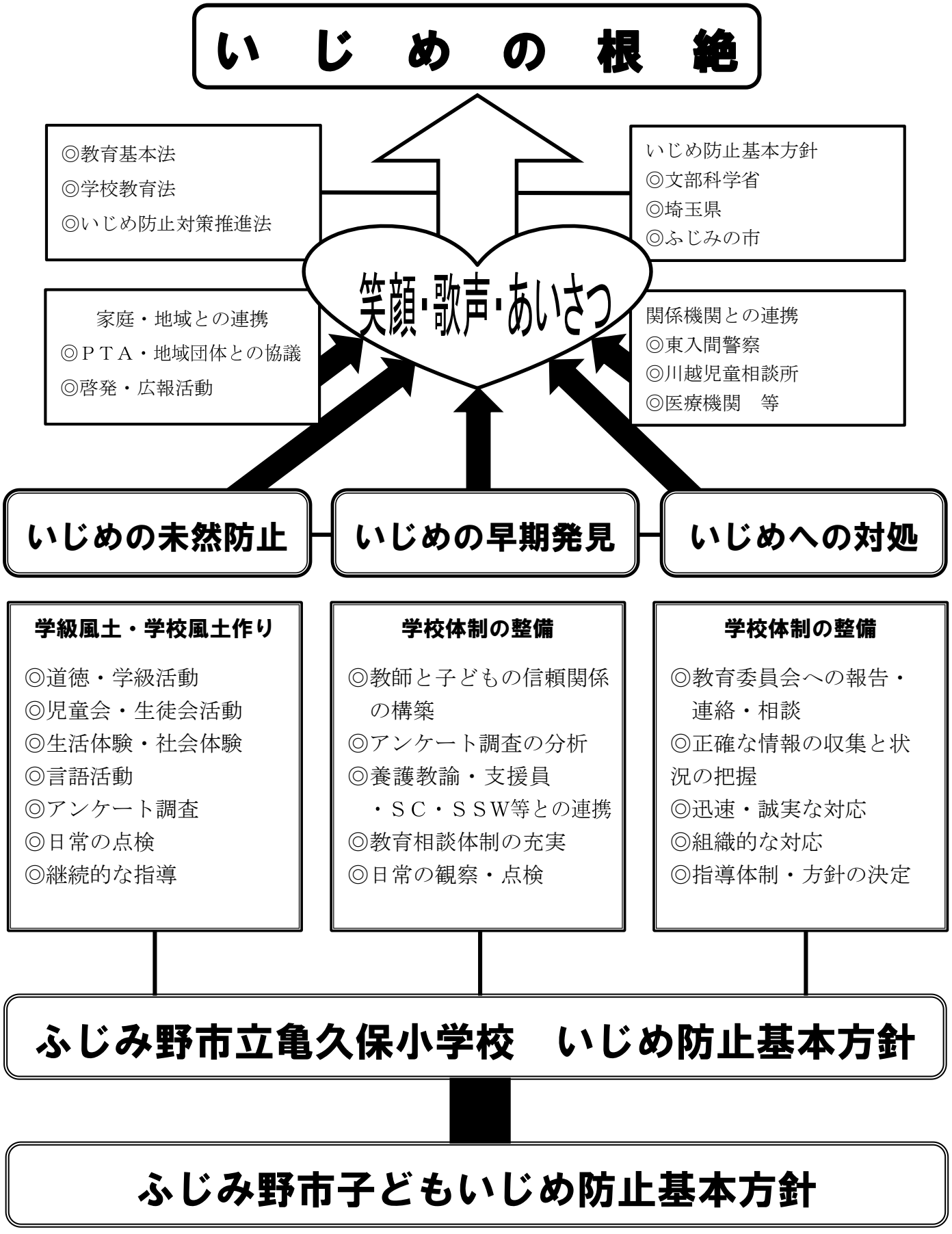

いじめとは・・・

Ⅰ　いじめの定義

いじめ防止対策推進法第２条

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒等と一定の人間関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」より

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。
「いじめ」とは、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的・肉体的な苦痛を感じているもの。」とする。
なお、起こった場所は学校の内外は問わない

（注１）「いじめられた児童生徒の立場に立って」とは、いじめられたとする児童生徒の気持ちを重視することである。
（注２）「一定の人間関係のある者」とは、学校の内外を問わず、例えば、同じ学校・学級や部活動の者、当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人間関係のある者を指す。
（注３）「攻撃」とは、「仲間はずれ」や「集団による無視」などのように、直接的にかかわるものではないが、心理的な圧迫などで相手に苦痛を与えるものも含む。
（注４）「物理的な攻撃」とは、身体的な攻撃のほか、金品をたかられたり、隠されたりすることなどを意味する。
（注５）　けんか等を除く。

Ⅱ　いじめに関する基本的知識

○　いじめについては、「どの子どもにも、どの学校においても起こりえる」ものであることを十分認識するとともに、以下の点を踏まえ、適切に対応する。

『「いじめ」をすることは人間として絶対に許されない』という強い認識を持つ

どのような社会にあっても、いじめは許されない、いじめる側が悪いという明快な一事を毅然とした態度で行きわたらせる必要がある。いじめは子どもの成長にとって必要な場合もあるという考えは認められない。また、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為もいじめる行為と同様に許されないことであるとの認識を持つ。

いじめられている子どもの立場に立った親身の指導を行う

子どもの悩みを親身になって受け止め、子どもの発する危険信号をあらゆる機会を捉えて鋭敏に感知するよう努める。自分のクラスや学校に深刻ないじめ事件が発生し得るという危機意識を持つことが大切である。なお、いじめの件数が少ないことのみをもって問題なしとすることはせず、聞き取りを十分に行い、実態を把握する。

いじめの様態には様々なものがあることを再認識する

・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
・仲間はずれ、集団による無視をされる
・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
・金品をたかられる
・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる　等

いじめは事実の発見が難しい問題であることを認識して常に指導にあたる

子どもはいじめを受けていることをなかなか知らせられないことが多いという認識に立つ必要がある。
友人関係の不安や親に心配をかけたくないなどの不安等により、事実を口にしなかったり、アンケート調査に回答しなかったりすることもあること。
また、事実を隠し平静を装ったり、明るく振る舞ったりすることもあること。 さらに、自分自身に原因があるのではないかと、自分を責めたり、あるいは自分の存在を否定する気持ちに陥ったり、ストレッサーが強い場合には、自傷行為や命にかかわる重大事態につながったりすることもある。
他にも、いじめを受けているストレスや欲求不満の解消を他の児童に向けることもある。

いじめは、安易な気持ちや間違った認識から発生することもあると認識する。

行為を行っている本人はいじめとしての自覚がなく、単なる冷やかし程度のつもりであったり、からかいであったり、いたずらなどの遊び感覚であったりすることもあり、いじめを受けている児童との意識や認識に大きな差が見られる。
また、いじめを受けている児童にも原因や問題があると考え、いじめを正当化するなど、間違った認識も存在する。
さらに、周りとの違いや個性を柔軟に受け入れることができなかったり、いじめが自分に降りかかってこないようにするために、いじめ行為に加わったりすることもある。また、「観衆」「傍観者」の存在など、集団全体に関わる問題である。

いじめは、解消後も注視が必要である

いじめが解決したと見られる場合でも、教職員の気づかないところで陰湿ないじめが続いていることも少なくない。また、解消後に再発する可能性を含んでいる場合もある。そのときの指導により完全に解決したと即断することなく、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行うことが大切である。

いじめは、教師の姿勢が問われる問題である

たった一人の教職員の不適切な理解が、いじめ行為の見過ごしや見逃しにつながりかねない。また、一部の教職員の不適切な言動が、いじめを容認するものと児童に受け止められ、加害側の行為をエスカレートさせたり、被害側に教職員に相談することをためらわせたりしかねないこともある。
「いじめられた子ども」を最後まで徹底的に守り通す姿勢を忘れてはならない。

いじめは、家庭教育と大きな関わりを有している

子どもの健全な成長には、家庭での指導の仕方やしつけ方、またいじめについてのとらえ方などが与える影響は大きい。
日常からの子どもに対する愛情のかけ方、精神的な関わり方、ふれあいなど、家庭教育のあり方が、児童・生徒のいじめにつながる言動に反映されている場合もある。
保護者へのいじめに関する認識の啓発が大切である。

いじめは、学校・家庭・関係機関・地域社会が連携して取り組む問題である

児童の様子をいち早くキャッチした者が、その当人を取り巻く全ての関係者と連携して、それぞれの立場から解決に向けた責務を果たす必要がある。

Ⅲ　いじめの四層構造

いじめを受けた子どもへの支援（「New l’s」参照）

「いじめられる側にも問題がある」という考え方を絶対にせずに支援する。そこで、本人のプライドを傷つけず、共感的態度で話を親身に聴く。また、日頃から温かい言葉かけをし、本人との信頼関係を築いておく。

いじめを行った子どもへの指導（「New l’s」参照）

いじめの内容や関係する子どもについて十分把握し、人権の保護に配慮しながら、いじめが人間の生き方として許されないことを理解させ、直ちにいじめをやめさせる。いじめの内容によっては、警察等との連携を図る。

周りではやし立てる子どもへの対応（「New l’s」参照）

はやし立てたり、おもしろがったりすることなどは、いじめ行為と同じであることを理解させる。また、被害者の気持ちになって考えさせ、いじめの加害者と同様の立場にあることに気づかせる。

見て見ぬふりをする子どもへの対応（「New l’s」参照）

いじめは、他人事ではないことを理解させ、いじめを知らせる勇気を持たせる。また、傍観は、いじめ行為への加担と同じであることに気づかせる。

いじめ問題対応の５つのポイント

ポイント１　学校が一丸となって取り組む　～教員の指導力の向上と組織的対応～

いじめ問題に適切に対応できるようにするため、個々の教員のいじめ問題への鋭敏な感覚と的確な指導力に基づく個による対応のみならず、学校全体による組織的な対応を進める。

→　特定の教員がいじめ問題を抱え込むことなく、機動的かつ組織的な対応ができるようにするため、学校いじめ対策委員会を核とし、各々の教職員の役割と責任を明確化する。

ポイント２　被害の子どもを守る　～子どもからの声を確実に受けとめ子どもを守り通す～

被害の子どもからの情報やいじめの兆候を確実に受けとめ、被害の子どもが安心して学校生活を送ることができるようにするため、被害の子どもを組織的に守り通す取組を徹底する。

→　被害の子どもの声やサインを行うとともに早期にかつ確実に受けとめるため、学級担任として子どもへの積極的な働きかけを行うとともに、スクールカウンセラーによる面談などの取組を実施する。

→　被害の子どもの安全確保のために、状況をきめ細かく把握し、重大事態発生の場合等は、登下校時の付き添いなどを実施する。

ポイント３　周囲の子どもに働きかける　～見て見ぬふりをせず、声を上げられる学校づくり

周囲の子どもが知っていながらも「言ったら自分がいじめられる」などの不安を抱えていることを直視し、勇気をもって教員等に伝えた子どもを守り通すとともに、周囲の子どもの発信を促すための子どもによる主体的な取組を支援する。

→　勇気をもって伝えた子どもを守り通すことを宣言し、登下校時の付き添いなど、いじめから守るための取組を、保護者や地域と連携しながら、継続的かつ徹底して行い、周囲の子どもの安全を確保する。

→　周囲の子どもが「いじめを見て見ぬふりをしない」よう、道徳や特別活動等で指導するとともに、言葉の暴力撲滅キャンペーン等いじめの撲滅に向けた代表委員会等による主体的な取組を支援する。

ポイント４　社会総がかりで取り組む　～保護者・地域・関係機関との連携～

いじめが複雑化・多様化する中、学校がいじめ問題を迅速かつ的確に解決できるようにするため、保護者や地域、関係機関との連携を密にして取り組む。

→　保護者会等を活用した情報の共有や地域人材との連携による子どもの見守りを実施する。

→　いじめの対応状況に応じて、医療機関、福祉機関等と連携した対応をとる。

犯罪行為として取り扱われるべきものと認められる時には、ためらうことなく東入間警察署と相談して対処する。

ポイント５

いじめの疑いが確認された時点で「重大事態」
～早めの認知→解消に向けた迅速な動き～

社会通念上のいじめと法律上のいじめは、認識にギャップが生じる。そこで、「疑わしきものがあれば、重大事態」と捉え、情報収集、対応に動けるようにする。そのためにも、短期・中期・長期的なスパンで行う教員の情報交換や教員研修の開催などを通して、情報共有を行う。

→　短期：毎週水曜日：職員集会
→　中期：月１回　　：生徒指導・特別支援委員会
→　長期：学期１回　：いじめに関する教員研修

４つの段階に応じた具体的な取組

いじめを「未然防止」「早期発見」「早期対応」「重大事態への対処」の４つの段階で捉え、それぞれの段階に応じた取組の視点と具体的な取組内容を示す。対応に当たっては、前途のポイントを常に念頭に置いて進めていくことが重要である。

段　階	視　　点	具　体　的　な　取　組　内　容
１　未然防止	教員の指導力を向上させ、組織的な対応を進める	○いじめ防止基本方針の策定 ○いじめ対策委員会の設置・月１回開催 ○いじめに関する連絡協議会の設置 ○いじめに関する研修の実施：学期１回
	いじめをさせない	○いじめに関する授業の実施　全学級　道徳の授業で毎学期１回以上 ○気がかりな児童への積極的な働きかけ ○ふわふわ言葉の周知・啓発・徹底
	いじめを見て見ぬふりをさせない	○児童による人権集会の開催：１２月（人権週間） 人権尊重の視点で、言葉の暴力撲滅キャンペーン ○市教委による「いじめゼロ連絡協議会」の活用 全市の取組を積極的に取り入れて活用
⇩		
Ⅱ　早期発見	子どもの日常生活からいじめの萌芽を素早く察知する	○学校生活アンケートの実施：学期１回 ○生徒指導主任による見取りを行う
	被害の児童、周囲の児童からの情報を確実に受信する	○養護教諭・専科教諭・少人数指導担当教諭・栄養教諭との情報共有 ○いじめの実態調査の分析により情報をいかす 実態調査の結果分析、分類するなど確実に受信する
	いじめ対策委員会等で、いじめを確実に発見する	○児童の行動記録、ファイリングの徹底 ○ファイリングされた情報や実態調査等により把握した情報を全教職員で共有し、いじめを見逃さない ○いじめ発見のチェックシート活用により確実に発見する
	保護者・地域との連携を密にして確実に発見する	○学校だよりや保護者会・保護者面談等を積極的に活用する ○スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を保護者に紹介する ○学童クラブと連携し確実に対応する
⇩		

Ⅲ 早期対応

いじめ対策委員会を中心に対応する	○把握した情報に基づき、対応方針を策定する 迅速かつ的確に対応できるように方針を明示する ○教職員の役割分担を明確にして対応する 情報を共有しながら各自が齟齬なく組織で動く
被害の児童、加害児童、周囲の児童へも対応する	○被害児童の安全確保を最優先に対応する ○加害児童に対して、組織的、継続的に観察・指導する ○いじめを伝え児童の安全・安心を確保する
市教育委員会等、関係機関と連携して対応する	○市教委への報告・連絡・相談を速やかに行う ○市教委による指導・助言・支援を仰ぎ・対応する ○市教育相談等、関係機関の協力を仰ぎ、対応する ○学校サポートチームを通じて、警察・児相等と連携する
保護者・地域との連携を密にして確実に発見する	○いじめ対策保護者会を開催し、連携を密にする 正しい情報を共有し、対応方針等を理解していただく ○学校外における突発的な事故防止に努める 学校運営協議会・学校応援団を活用した登下校時の見守り等を強化する

Ⅳ 重大事態への対処

被害の児童を保護し、心のケアに努める	○被害児童を、複数の教員によりマンツーマンで保護する ○スクールカウンセラーによる心のケアを実施する ○スクールソーシャルワーカーによる家庭訪問を実施する ○適応指導教室への通級等を実施する
加害の児童への必要な措置の実施と心のケアに努める	○被害児童とは別室での学習を実施する ○警察への相談・通報を行う ○加害児童の懲戒や出席停止等を実施する ○加害児童とその保護者に対するケアに努める
市教育委員会と連携し、専門機関等との連携を広げる	○市教委への報告、連携を密にする ○児童相談所等の福祉機関や医療機関と連携する ○県教委のいじめ問題解決支援チームを活用する ○弁護士等、法の専門家から指導・助言を仰ぐ
保護者・地域との連携を密にして確実に行い、緊急対応を実施	○いじめ対策緊急保護者会を開催し、連携を確実にする ○PTA 役員・学校運営協議会メンバーと連携を密にし、協働する ○民生・児童委員等と連携し、家庭・地域と対応する ○マスコミ等へ適切に対応し、個人情報の保護に努める
いじめ防止対策推進方に基づく措置を講じる	○いじめ防止対策推進法第２８条に基づき、必要な措置を講じる 当該重大事態に係る事実関係を明確にする調査等の実施 ○いじめ防止対策推進法第３０条に基づき、必要な措置を講じる

いじめ対策の組織及び相談体制

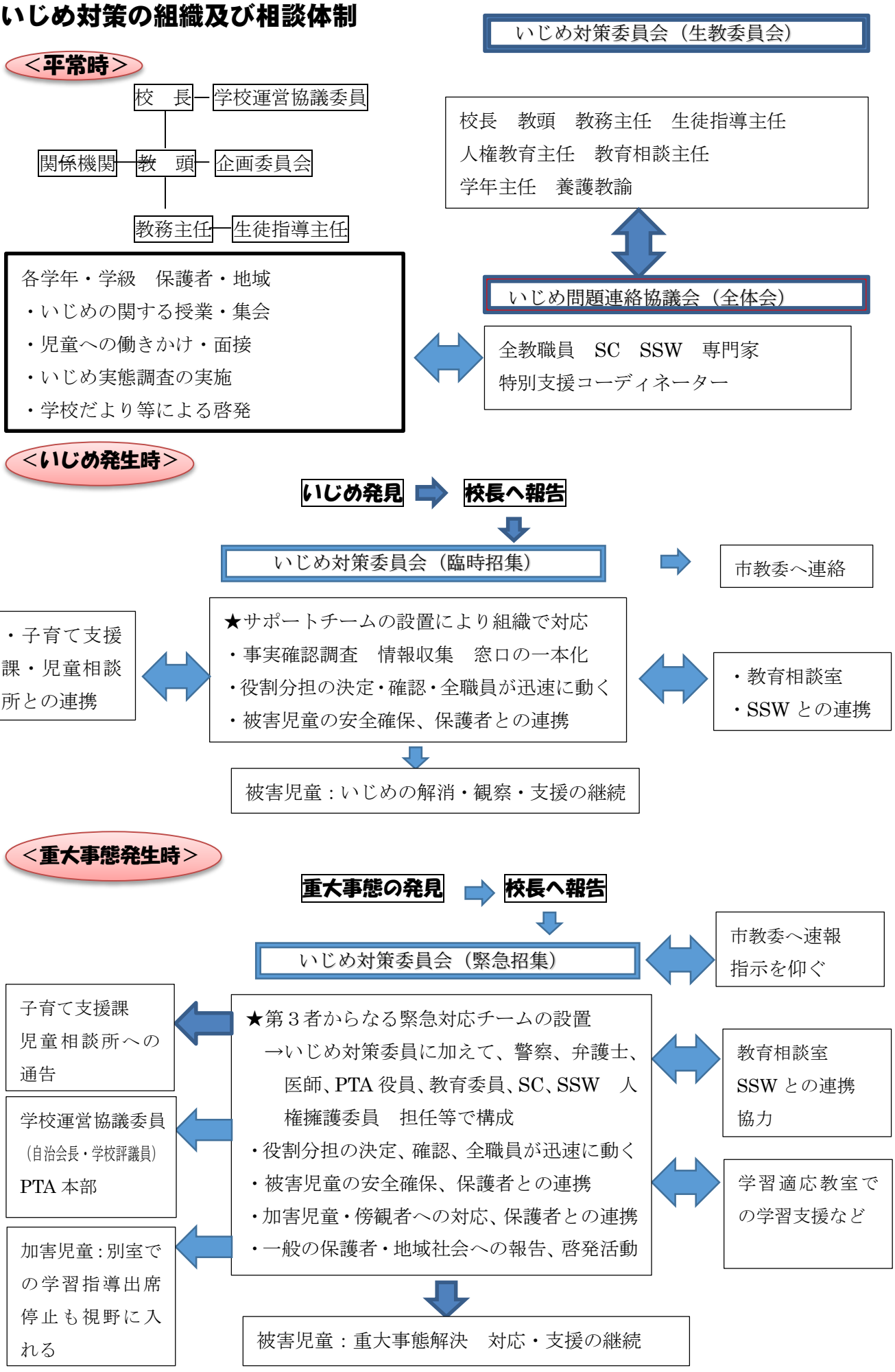

その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

本校は、いじめ問題対策委員会において毎年度、学校基本方針にある各施策の効果を検証し、学校基本方針の見直しを検討する。検討の結果、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じる。

年間行事予定

4 月	学級経営研修（職員会議）※一人一人の児童へのきめ細やかな指導 地域協働学校における学校運営協議会
	・本校の「いじめの防止等のための基本的な方針」の教職員への周知
5 月	・家庭訪問の実施　・「亀久保小のやくそく」の確認　・生特体部会
6 月	・授業の充実　・「凡事徹底＆組織による教育活動の推進」に基づく職務の充実 ・「学校生活に関するアンケート」の実施（全児童対象）　・生特体部会 ・民生児童委員との話し合い　・小中連絡会　・学校評議員会
7 月	・1 学期学校評価及び改善検討　・授業参観・懇談会　・夏休みの指導 ・生特体部会　・校区パトロール
8 月	・いじめの防止及び早期発見、早期解決等に係る校内研修会の実施　・小中連絡会
9 月	・あいさつ運動　・生特体部会
10 月	・「道徳」の授業の充実　・薬物乱用防止教室　・生特体部会
11 月	・第 2 回「学校生活に関するアンケート」の実施（全児童対象） **・いじめ撲滅月間**　・生特体部会　・小中連絡会
12 月	・２学期学校評価及び改善検討　・生特体部会 ・冬休みの指導　・授業参観・学級懇談会　・学校評議員会議
1 月	・幼保小連絡会　・　生特体部会
2 月	・第３回「学校生活に関するアンケート」の実施　・生特体部会 ・「道徳」授業の充実　・学校評価のまとめ及び次年度の課題、対応策の検討
3 月	・学校評議員会議　・生特体部会　・学級編成に関わる研修会